

## 「介護予防ケアマネジメント」利用者への重要事項説明と契約事務について

平成28年3月から介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）が始まります。これに伴い、地域包括支援センターでは「介護予防ケアマネジメント」業務が開始します。

利用者が、地域包括支援センターとの信頼関係の中で安心してサービスを利用し、介護予防に励むことができるために、新たに「介護予防ケアマネジメント」を開始する際は、必ず重要事項の説明をしてください。また、新しい契約書様式での契約を行うことをお勧めいたします。

### ◎新しい契約書を作成する対象者（介護予防ケアマネジメントを実施する方）

#### 1 要支援者

次の①又は②に該当する方です。

- ① 平成28年3月1日以降に新規申請及び区分変更申請により要支援認定を受けた方で、現行相当サービス（訪問介護、通所介護）等を利用し、予防給付のサービスを利用しない方
- ② 平成28年4月1日以降に更新申請により要支援認定を受けた方で、現行相当サービス（訪問介護、通所介護）等を利用し、予防給付のサービスを利用しない方

- ・新しい契約書様式は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント共通様式です。
- ・予防給付を利用する方についても、次のようなサービス内容の変更により、今後介護予防ケアマネジメントに該当する可能性があるため、新しい契約書に切り替えておくことをお勧めします。

#### 【サービス内容の変更により、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントを交互に実施する例】

例1：通所型サービス（旧介護予防通所介護）を毎月利用し、隔月でショートステイ（短期入所生活介護：予防給付）を利用する方

例2：訪問型サービス（旧介護予防訪問介護）を毎月利用し、歩行器（介護予防福祉用具貸与：予防給付）を不定期で利用する方

#### 2 サービス事業対象者（基本チェックリストにより介護予防ケアマネジメントを実施する方）

当分の間は、新規申請もしくは更新申請で「非該当」の判定を受けた方に対し基本チェックリストにより介護予防ケアマネジメントが必要と判断された方もしくは市が実施した介護予防事業対象者把握事業により把握したの方のみとします。

### ◎いつ契約書を作成するのか

#### 1 要支援者

認定有効期間が平成28年4月1日以降に切り替わった方から順次作成していきます。

（例）新しい認定有効期間が平成28年8月1日からとなる方は、契約開始日が平成28年8月1日となるよう契約書を締結します。

#### 2 サービス事業対象者

事業対象者として登録され（又は登録を前提に介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼届出書を記入して）、介護予防ケアマネジメントを開始する際に作成します。

### ◎契約締結事務は

重要事項説明と契約書等の締結を行います。

地域包括支援センター又は委託された居宅介護支援事業所は、利用者へ説明を行い、同意を得てください。

#### 【作成書類】

- ①重要事項説明書
- ②契約書